○　○　町　内　会　規　約

作成例

第１章　総　則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

地縁による団体の目的は、スポーツや芸術等の特定活動だけでなく広く地域的な共同活動を行なうものである必要があります。

　　　(１)　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

 　　 (２)　美化・清掃等区域内の環境の整備

 　　(３)　集会施設、神社等の維持管理

 　　 (４)　社会体育、社会福祉活動

 　　(５)　交通安全に関する事業

　　　(６)　　防犯及び災害救助に関する事業

　　　(７)　 防火・防災に関する事業

　　　(８)　 公害防止に関する事業

　　　(９)　 緑化推進・リサイクル・資源回収に関する事業

　　　(10)　 その他目的達成のために必要な事業

　活動内容は、団体の権利能力の範囲を明確にする程度に具体的に定めることが求められます。

（名称）

第２条　本会は、○○町内会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、湯沢市○○町○丁目全域及び○丁目○番×号から○番△

号までとする。

（主たる事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、湯沢市○○字○○番地　○○町内会館内に置く。

第２章　会　員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

　区域に住所を有することのほかに、年齢、性別等の条件を会員の資格として定めることは認められません。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

規約改正は、特別議決事項になるので具体的記載は避けたほうがよい。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

制約を課すことは認められません。

入会希望者の意思が確認できます。

（退会等）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

　　　(１)　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。ただし、一時的な転居はこの限りではない。

　　　(２)　本人より退会届が会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　役　員

（役員の種別）

地方自治法260条の5に則り、代表権は代表者１人に帰属します。

第９条　本会に、次の役員を置く。

　　　(１)　会　長　１人

 　　 (２)　副会長　○人

　　　(３)　会　計　○人

地方自治法260条の11に則る規定

 　　(４)　監　事　○人

　　　（役員の選任）

第１０条　役員は、総会において会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第１１条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

地方自治法260条の12に則る規定

４　監事は、次に掲げる業務を行う。

　　　(１)　　本会の会計及び資産の状況を監査すること。

　　　(２)　　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

　　　(３)　　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

　　　(４)　　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第１２条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総　会

（総会）

第１３条　総会は、通常総会と臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第１４条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第１５条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

（総会の開催）

第１６条　通常総会は、毎年度決算終了後○箇月以内に開催する。

地方自治法第260条の４の規定により３箇月以内に財産目録を作成する必要があります。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　　　(１)　会長が必要と認めたとき。

　　　(２)　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

地方自治法第260条の14に則る規定

　　(３)　第１１条第４項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

（総会の招集）

第１７条　総会は会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号による請求があったときは、その請求があった日から○○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

請求のあった日から適切な期間内に召集する必要があります。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の○日前までに文書をもって通知しなければならない。

地方自治法第260条の15に則る規定であり、少なくても「５日前までに」通知を行う必要があります。

（総会の議長）

第１８条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第１９条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第２０条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

重要事項は、３分の２以上、４分の３以上の賛成を要すると規定することも可能です。

（会員の表決権）

第２１条　会員は、総会において、各々１箇の表決権を有する。

・地方自治法第260条の18に則る規定

* 従来の町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたと思われます。そこで、「会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の１とする」と規定することも可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが遠隔的にも実態的にも地域社会に是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られます。

**○**　**世帯数分の１とすることが認められない事項**

　　　　　**・規約の変更、財産処分、解散の議決**

　　　　　　　　　　　　**規約に定めることとなる事項**

　　　　　　　　　　　　**・代表者の代表権の制限、監事や役員会の設置等**

　　　　　**・代表者や監事の選任**

・世帯で表決権を取りまとめるには、誰か1人に表決権を委任することになる。

・未成年者の場合は、民法の定めるところによる。（父or母が代理権）

（総会の書面表決等）

第２２条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２３条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければ

ならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが求められます。

(１)　　日時及び場所

(２)　　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(３)　　開催目的、審議事項及び議決事項

(４)　　議事の経過の概要及びその結果

(５)　　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が

　署名押印をしなければならない。

監事は役員会の構成員にはなれません。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第２４条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第２５条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　　　(１)　　総会に付議すべき事項

　　　(２)　　総会の議決した事項の執行に関する事項

　　　(３)　　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第２６条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の○分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったときは、その請求のあった日から○○日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくても○日前までに通知しなければならない。

地縁による団体の最高意思決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には困難であることから、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。

（役員会の議長）

第２７条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第２８条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第２９条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　　　(１)　別に定める財産目録記載の資産

地方自治法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初３箇月以内に作成しなければならない。

　　　(２)　会費

　　　(３)　活動に伴う収入

　　　(４)　資産から生ずる果実

　　　(５)　その他の収入

（資産の管理）

第３０条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第３１条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において○分の○以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第３２条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び予算）

第３３条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

年度終了後、３箇月以内に総会で承認を得る必要がある。

（事業報告及び決算）

第３４条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後○○箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

（会計年度）

第３５条　本会の会計年度は、毎年○月○日に始まり、翌年△月△日に終わる。

地方自治法第260条の3に則るものであり、総会の専権事項である。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第３６条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得、かつ湯沢市長の認可を受けなければ変更することはできない。

（解散）

第３７条　本会は、地方自治法第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を受けなければならない。

地方自治法第260条の21に則る規定。

解散とは（法人としての権利能力の消滅、団体自体の解散）

①規約で定めた解散事由の発生、②破産、③認可の取消、④総会員の４分の３以上の同意による総会の決議、⑤構成員の欠乏

（残余財産の処分）

第３８条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の○以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

地方自治法第260条の31に則る規定で、解散議決と同様に総会員の４分の３以上の議決を経ることが望ましい。

第８章　雑　則

（備え付け帳簿及び書類）

第３９条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第４０条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て役員会が別に定める。

　　　附則

１　この規約は、平成 　年 　月 　日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

３　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成　 年　 月　 日までとする。